



現代的・社会的課題に対応した 学習等について

目次

○現代的・社会的課題について	
・男女共同参画学習の推進について	1
・消費者教育の推進について	2
・環境教育の推進について	3
○家庭教育、高齢者教育について	
・家庭教育支援の推進について	5
・超高齢社会における生涯学習の在り方について	7

現代的・社会的課題について

< 男女共同参画学習の推進 >

現状

- 少子高齢化による労働人口の減少
【労働(15-64歳)人口】 ※ 労働力調査(総務省)
6,716万人(H.14.1) → 6,565万人(H.24.1)
- 家族や地域社会の変化
【単独世帯】 ※ 平成22年国勢調査(総務省)
25.6% (H.7) → 32.4%(H.22)
- 経済の長期的低迷と閉塞感の高まり
- 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化
【非正規労働者】 ※ 労働力調査(総務省)
1,834万人(H.23.10-12平均) 女性 67.9%

課題

- 家族や地域社会が変化する中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も出番と居場所のある地域社会の形成が重要
暮らしの場である地域での様々な取組が必要
- 労働人口の減少が進む中、女性とその能力を十分に発揮できるようにするため、女性のエンパワーメントを促進することが重要
- 多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会の実現には、男性の理解が不可欠
男性に対する積極的な働きかけが必要

今後の方向性

- **地域における身近な男女共同参画学習の推進**
 - ・ 学習だけで終わってしまう場合が多く、**学習と参画の循環**を促していくことが課題であり、文部科学省に検討会を設置し、地域づくりにつながる体系的な**学習プログラム**を作成する。
 - ・ 地域づくりに参画する女性人材の育成に関する**好事例や課題等の分析**が不十分であり、**調査を実施**する。
- **男性を対象とした男女共同参画学習の推進**
 - ・ 特に、これから社会人となる**男子学生**や女性の職場環境に影響のある**企業の男性管理職を対象**とした男女共同参画に関する意識啓発が不十分であり、文部科学省に企画実施委員会を設置し、手法や内容を企画しながら、**大学と連携してワークショップ等を実施**したり、内閣府や経済産業省と連携して、**企業向けのシンポジウム等を開催**する。

現代的・社会的課題について

< 消費者教育の推進 >

現状

- 消費生活相談の件数は約90万件弱あり、どの年代も問題を抱えている。

【全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談情報の総件数(平成22年度)】

887,972件

※ 以下、消費生活年報2011(国民生活センター)

【全国の消費生活センターに寄せられた年代別相談割合(平成22年度)】



- 社会教育関連の消費者教育の取組を行っている教育委員会は約3割弱。

【社会教育関連の消費者教育を行った教育委員会の割合(平成21年実施又は平成22年予定)】

26.9%

※ 以下、消費者教育に関する取組状況調査(文部科学省委託調査)

- 消費生活センターと連携している割合は少ない。

【消費者教育に関して、消費生活センターと連携している割合(平成22年度)】

71.2% (都道府県・政令市教育委員会) 10.9% (市町村教育委員会)



「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の策定

※文部科学省消費者教育推進委員会:平成23年3月30日策定

課題

- あらゆる世代の消費生活に関する知識や問題解決能力の向上に努め、消費者の自主的・合理的な行動に結びつく学習機会を充実させることが必要。



学習機会の充実

- 消費生活センター等の関係機関と連携した効果的な教育の推進やコーディネート人材の養成が必要。



連携・協働の促進

今後の方向性

- **ライフステージに応じた最適な教育の提供**

・ **ライフステージ**を通じて、消費生活において必要となる能力を身につけるための教育が必要であり、大学生や親子、高齢者等の特性に応じた消費者教育の取組を **検討会の成果等**を活用して普及啓発していく。

- **自立した消費者を育成する教育体制の整備**

・ 適切な情報収集、意思決定、行動ができる自立した消費者を育成することについて、公民館等の社会教育施設の場を活用し、**地域課題**に応じた消費者教育の実践を促す必要があり、社会教育における **消費者教育の事例収集・周知**や**試行的実施**を行う。

- **各主体や主体間の連携・協働による消費者教育の推進**

・ 国では文部科学省と消費者庁等の連携による推進、地域では各主体と連携・協働した効果的な教育の在り方の検討や各主体間をつなぐ**コーディネート人材**の養成が必要であり、**消費者フェスタ**での**連携モデルの提示**や**人材養成等の方策**を検討する。

現代的・社会的課題について

< 環境教育・学習の推進 >

現状

○内閣府「自然の保護と利用に関する世論調査」
自然を大切にしたい気持ちを深める方法(複数回答、1位)

・学校や社会教育の場で自然保護教育を積極的に行う。

55.9% (H13) → 66.8% (H18)

国や地方公共団体への要望(複数回答、1位)

・自然保護問題を学校や社会教育の場で十分取り上げて欲しい。

41.9% (H13) → 51.6% (H18)

○社会教育施設における環境教育を含む講座数の割合。

<学習内容別学級・講座数>

・自然保護・環境問題・公害問題 730

・資源・エネルギー問題 77

【計807/140,000(約0.6%)】(平成20年度社会教育調査)

○青少年の直接体験が不足(体を動かす体験、自然体験)。

・大きな木に登ったことがない子ども(体を動かす体験)

43% (H10) → 52% (H21)

・キャンプをほとんどしたことがない子ども(自然体験)

38% (H10) → 57% (H21)

○NPO等の環境団体数

・NPO等の環境団体のうち、環境教育を活動分野とする団体 2,008

【計2,008/4,532(約44.3%)】(平成20年度環境NGO総覧)

○総合的な学習の時間における環境教育に関する学習の実施率は小学校は約8割、中学校は約5割である。

小学校:75.3% (H16) → 83.2% (H21)

中学校:52.8% (H16) → 46.6% (H21)

【公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査】

課題

○環境教育に対するニーズは高まっているが、学校外の社会教育における環境教育の取組は十分とは言えない現状を踏まえ、社会教育における環境教育の一層の推進が必要。

○青少年の自然体験活動の不足などを踏まえ、社会教育においても、地域の資源を学習素材として積極的に活用したり、知識だけでなく体験活動を通じて環境に対する理解と関心を深めるような取組が必要。

○地域の中で、環境教育を行うNPO等の環境団体が多数あることを踏まえ、社会教育施設が様々な機関等と連携しながら、地域の環境教育の中で、目的、対象に応じて適切に活用されることが必要。

今後の方向性

○様々な機関等との協働取組や体験活動を通じた環境教育の取組の促進

○社会教育施設がNPO等との多様な主体と連携したり、児童生徒の学校外での多様な体験活動を促進したりするような環境教育の先導的な取組について、**委託事業による研究やモデルの開発等**を行い、その成果を全国に普及することにより、社会教育における環境教育の一層の推進を図る。

家庭教育支援の推進に関する検討委員会について

1. 趣旨

家庭教育支援に関する社会全体の動向や課題の整理、これまでの施策の効果検証等を行うとともに、家庭教育支援の在り方についての検討を行い、その結果を次期教育振興基本計画の改訂に反映し、今後の施策の展開に役立てることとする。

2. スケジュール

6月 3日 (第1回)	審議内容：(1) 家庭教育をめぐる社会全体の動向や課題の整理
6月24日 (第2回)	審議内容：(2) これまでの家庭教育支援施策の検証・評価
8月31日 (第3回)	審議内容：(2) これまでの家庭教育支援施策の検証・評価
10月19日 (第4回)	審議内容：(3) 今度の家庭教育支援の在り方に関する検討 ※施策評価の総括、論点整理
11月24日 (第5回)	審議内容：(3) 今度の家庭教育支援の在り方に関する検討 ※骨子(案)の審議
12月20日 (第6回)	審議内容：(3) 今度の家庭教育支援の在り方に関する検討 ※骨子(案)の審議
2月 7日 (第7回)	審議内容：(3) 今度の家庭教育支援の在り方に関する検討 ※まとめ(案)の審議
3月 1日 (第8回)	審議内容：(3) 今度の家庭教育支援の在り方に関する検討 ※まとめ(案)の審議
3月15日 (第9回)	審議内容：(3) 今度の家庭教育支援の在り方に関する検討 ※まとめ(案)の審議

3. 委員名簿 (※は座長)

相川 良子	NPO 法人ピアサポートネットしぶや理事長
伊藤亜矢子	お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科人間科学系准教授
木村 義隆	新潟県南魚沼市家庭教育支援チーム総括コーディネーター
工藤あゆみ	青森県教育庁生涯学習課社会教育主事
※汐見 稔幸	白梅学園大学学長
鈴木みゆき	和洋女子大学人文学群心理・社会学類人間発達学専修 こども発達支援コース教授
松田 恵示	東京学芸大学芸術・スポーツ科学系教授 文部科学省生涯学習調査官
松原 康雄	明治学院大学副学長・社会学部教授
山野 則子	大阪府立大学人間社会学部大学院人間社会学研究科教授
山本 健慈	和歌山大学学長

家庭教育支援の推進に関する検討委員会 報告書の概要

つながりが創る豊かな家庭教育 ～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～

I. 家庭教育をめぐる現状と課題

家庭教育をめぐる社会動向

- 1) 家庭環境の多様化や地域社会の変化
 - ・多様化する家庭が抱える様々な課題（経済的問題、児童虐待、過干渉や過保護）
 - ・自然な教育的営みが困難になった家庭生活の変化
 - ・子育て家庭の社会的孤立
- 2) 現代の子どもの育ちをめぐる課題
 - ・社会性や自立心等の育ち（不登校、暴力行為、ニート）
 - ・体験の格差や経済格差の子どもの育ちへの影響懸念
- 3) 家庭教育が困難になっている社会
 - ・家庭の教育力の低下と認識されているが、家庭は家庭教育に努力している傾向
 - ・親子の育ちを支える人間関係が弱まっており、社会経済も変動しており、「家庭教育の困難」と認識する必要
 - ・家庭教育が困難な家庭への支援は重要な社会的課題

家庭教育支援の課題

- 1) 子の誕生から自立までの切れ目のない支援
 - ・乳幼児期は人間形成に重要だが、子育ての自信や対処能力が不足しがち、また自立の時期の支援も重要
- 2) 届ける支援（アウトリーチ）と福祉等との連携
 - ・課題を抱えた家庭が児童虐待等、課題が深刻化することのないよう、孤立しがちな家庭へ届ける支援が必要
 - ・困難な課題を持つ家庭には、専門的支援、福祉的支援のための支援のネットワークが必要
- 3) 多様な世代が関わり合う社会で、子どもの育ちを支える
 - ・コミュニケーション能力、自己肯定感等、不足しがちな力を育むための体験や交流機会が重要
- 4) 地域の取組の活性化
 - ・地域の課題に応じた取組の活性化や地域資源の活用

II. 家庭教育支援のあり方

基本的な方向性

- 1) 親の育ちを応援する
 - ・発達段階に応じたかかわり方についての学習が必要
- 2) 家庭のネットワークを広げる
 - ・子育て家庭の人間関係を広げていくことが重要
- 3) 支援のネットワークを広げる
 - ・地域人材と専門支援をつなぐ仕組みづくり

重要な視点

- 1) 親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す
 - ・親の意欲を高め、支え合う
- 2) 子どもも家庭や社会の一員として役割を持つ
 - ・子どもの発達資産形成の観点から支援や協力が必要
- 3) 子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくり
 - ・地域コミュニティの創造と地域の活性化

III. 家庭教育支援の方策

1) 親の育ちを応援する学びの機会の充実

○親の育ちを応援する学習プログラムの充実

- ・体験型・ワークショップ形式の学習
- ・虐待予防に資する子どもとのコミュニケーションやストレスの対処方法及び震災後の心のケアなど社会的課題への対応

○多様な場を活用した学習機会の提供

- ・子育てひろば等への学習プログラムの提供、ファシリテーター派遣などの乳幼児期の子育て支援の充実
- ・学級懇談会等を活用した親の学び合い・共同学習
- ・企業への出前講座、父親の学びと参画促進

○将来親になる中高生の子育て理解学習の推進

- ・乳幼児との触れ合い活動

2) 親子と地域のつながりをつくる取組の推進

○家庭を開き、地域とのつながりをつくる

- ・NPO等によるカフェ形式の交流の場や親子参加イベント

○学校・家庭・地域の連携した活動の促進

- ・学校支援活動や放課後子ども教室に保護者等を巻き込む取組

3) 支援のネットワークをつくる体制づくり

○地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及

- ・小中学校区等を単位としたチーム型支援の普及
- ・活動拠点の提供や研修機会の提供等の環境整備
- ・主任児童委員との連携によるアウトリーチ活動の充実

○課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

- ・生徒指導等と連携した家庭への訪問や相談対応
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・高校中退者の家庭に対する親の相談対応等

○人材養成と社会全体の子育て理解の促進

- ・ファシリテーター等の養成、専門的助言、人材認証・登録
- ・サポートの役割が期待される高齢者等の学びの機会の提供
- ・企業による親子参加行事や職場体験活動への協力

4) 子どもから大人までの生活習慣づくり

- ・企業と連携した生活習慣づくり
- ・生活の自己管理が可能になる中高生向け普及啓発

IV 国と地方自治体の役割

○市町村 家庭教育支援活動をコーディネート

○都道府県 広域的ネットワーク構築、人材養成等

○国 基本的方向性を示し、取組の普及や向上を図る

○保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会について

1. 趣旨

高齢者の生涯学習及び社会参画の現状と課題について整理するとともに、超高齢社会においてプレ高齢者を中心とする成人が取り組むべき学びの在り方について検討を行う。

2. スケジュール

- 9月26日（第1回）審議内容：超高齢社会における生涯学習と社会参画の現状と課題
11月2日（第2回）審議内容：超高齢社会における生涯学習の意義及び役割
12月21日（第3回）審議内容：生涯学習を通じた社会参画
生涯学習の体制整備（関係機関との連携の在り方）
1月19日（第4回）審議内容：超高齢社会における生涯学習の在り方
※骨子案の審議
2月3日（第5回）審議内容：超高齢社会における生涯学習の在り方
※まとめ（案）の審議
2月28日（第6回）審議内容：超高齢社会における生涯学習の在り方
※まとめ（案）の審議

3. 委員名簿（※は座長）

※秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
石川 正夫	社団法人全国公民館連合会常務理事兼事務局長
市川 恵子	中野区健康福祉部スポーツ分野 （兼務）中野区教育委員会事務局社会教育主事
内海 房子	独立行政法人国立女性教育会館理事長
菊池 いづみ	長岡大学経済経営学部准教授
清原 慶子	三鷹市長
澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団主任研究員
末竹 正男	社団法人全国シルバー人材センター事業協会事務局長
高畑 敬一	NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ会長
多田 正見	江戸川区長
二宮 皓	放送大学副学長
馬場 英司	兵庫県いなみ野学園長
樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
堀田 力	公益財団法人さわやか福祉財団理事長
堀 薫夫	大阪教育大学教育学部教授
牧野 篤	東京大学大学院教育学研究科教授
山田 秀昭	社会福祉法人全国社会福祉協議会事務局長

超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会 報告書の概要

長寿社会における生涯学習の在り方について ～人生100年 いくつになっても 学ぶ幸せ「幸齢社会」～

現状と課題

●人生100年時代の到来

「高齢社会」という言葉の持つ、マイナスのイメージから脱却し、健康で、生きがいをもって高齢期を迎えるためには、人生100年時代を想定した人生設計を行うことが必要

●高齢者の実態とイメージの乖離

社会から支えられる存在ではなく、地域が抱える課題を解決する「地域社会の主角」として活躍できる環境を整備することが必要

生涯学習

新たな価値観や高齢者観の創造

理念

生涯学習とは、学習者が自発的に行う自由で広範な学習。趣味・教養のみならず、社会との関わりを通して個人の生き方や考え方に変化をもたらすあらゆる活動を含む。

意義・役割

●生きがいの創出

学習活動や地域活動を通じた生きがいの創出により、豊かな第二、第三の人生の実現

●地域が抱える課題の解決

自立や協働の学びを通して地域が抱える課題解決の担い手として活躍することにより地域の活性化に寄与

●新たな縁・絆の構築

学習活動や地域活動を通じて社会とのつながりを持ち、地域での社会的孤立を防止

●健康維持・介護予防

体を動かすことで、健康維持・介護予防を行い、社会保障費の抑制に寄与

長寿社会における生涯学習政策の基本的方向性と具体的方策

今後の方向性

①学習内容及び方法の工夫・充実

・学習者の参画による多様な学習機会の提供

②世代別の特性への配慮

・各世代や性別に応じたきめ細かな生涯学習

③学習が困難な者への支援

・アウトリーチ型による届ける生涯学習

④関係機関相互の連携の促進

・大学等との連携の促進
・教育委員会と首長部局との連携の促進
・地縁組織とNPO等との連携の促進

⑤学習成果の活用の促進

・地域活動や就労など活躍する場の提供

⑥コーディネート機能の整備

・専門人材が連携協働できる仕組みの構築

⑦世代間交流の促進

・知識・経験の伝承、高齢者の居場所づくり

具体的な方策

①高度化・多様化する学習ニーズに対応するため、学習者の参画による協働型学習プログラムの開発及び提供

②学習活動や地域活動に係る情報の収集・データベース化、ワンストップサービスの整備

③関係機関の連携の下、コーディネーター人材の養成・研修の充実

④人材バンクや学習ボランティア登録制度の充実、学校支援や子育て支援など高齢者の活躍の場の充実

関係機関等の役割

①社会教育施設→地域における学習拠点・活動拠点

②学校→地域住民の学習活動の支援、活躍場所の提供

③大学→専門性の高い学習機会の提供、リーダー養成

④民間組織→活動機会の提供、意欲と活動のマッチング

⑤雇用主→ワーク・ライフ・バランスの推進

⑥市町村→関係機関の連携促進、多様な機会の提供

⑦都道府県→市町村の先導的な施策の支援、条件整備

⑧国→基本的な方針等の策定、地域間格差の是正 等